

住まい博

静岡県では例年9月中旬に「住まい博」という住宅フェアを開催しています。会場では静岡県税理士会、司法書士会、不動産協会、などから相談員が派遣され、無料相談会を実施していますが、このたび相続アドバイザー協議会では初めてSAを派遣させていただきました。住まい博のお手伝いをさせていただきました。シルバーウィークの最中、手弁当にもかかわらず各SAは快く引き受けてくれました。



こうした地域社会に対する奉仕活動は協議会の理念でもあり、来年以降も積極的に参加させていただきたいと考えています。皆様の地元でも様々な催しが行われているかと思いますが、われこそはと思う方がいらっしゃるかもしれません。もしも事務局に相談されてはいかがでしょうか？

相続アドバイザー協議会理事 殿岡武春



加須市セミナー講師派遣

平成27年11月12日(木)は埼玉県加須市の加須文化・学習センターで埼玉県の各市の市民課課長を集めて行う会合の研修にSA協議会が用命されました。相続実務に大きくかかわる市役所の市民課の方々向けにお話出来るのは意義あることです。時間は約1時間です。講師は、養成講座でも戸籍の講座を担当している田中康雅氏にお願いしました。タイトルは「戸籍実務に必要な相続法の実務知識」。

1時間という短い時間でしたが、何故相続人の確定が必要かの基本的なところから、確定させるための注意点等々、実務で問題になるところ



までお話ししました。理事 田中 康雅氏のコメントです。埼玉県連合戸籍住民基本台帳事務協議会の総会という厳かな雰囲気の中、市民の方々が相続手続きを行う際起こりやすい疑問点を中心にお話ししました。貴重な体験をさせていただき、ありがとうございました。

記事募集

実務体験報告、協議会活動に関する感想、地元勉強会開催の様子、広く相続に関連するエッセイなどの記事を募集しています。投稿のお申込みはまずはメールにて事務局まで。

E-mail : sa-info@souzoku-adv.com

投稿お待ちしております!!



●発行人 NPO(特定非営利活動)法人 相続アドバイザー協議会 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階 Tel.03-5287-6808 Fax.03-3208-6255 URL : http://www.souzoku-adv.com/ E-mail : sa-info@souzoku-adv.com 発行部数1,200部



2面

感動・感激・喜びもひとしお
第2回 全国研修大会 in 熱海レポート

3面

上級アドバイザー資格試験講座
寺子屋名称統一

4面

住まい博 相続アドバイザー協議会理事 殿岡 武春氏
加須市セミナー講師派遣 田中 康雅氏

2016 Schedule

- 平成28年1月22日~2月14日 第36期養成講座全20講座
- 平成28年3月30日 通常総会
- 平成28年1月13日、2月10日、3月16日 養成講座プレセミナー

感動・感激・喜びもひとしお 第2回 全国研修大会 in 熱海レポート

去る11月13日、創立15周年を迎え、第2回全国研修大会を熱海温泉の大月ホテル和風館会場にて53名の参加により開催されました。

ご登壇は相続アドバイザー協議会の野口賢次副理事長講師による、お題目は「相続コーディネート実務の進め方」の非常に感動的なご講演を拝聴させて頂きました。

特に相続実務で大事なことは二点、その一点は「強さ・優しさを求められる」二点目は「少しのお節介をやく」、具体的実例を解りやすくお話していただき、遠方からの参加者も多く、皆様熱心に聴講されて、休憩がなかったことも気が付かないくらいに様々な相続案件の基本となる実務のノウハウを学ばせて頂きました、ここまで教えて頂く講演は本当に少ない感動的講演でした。

講演終了後、懇親会は160畳の広い宴会場に移り、美味しいお料理を戴きながら、講演会で学んだ感想を話されたり、相続の体験談を聴かせて頂いたり、名刺交換、情報交換を積極的に行い、感動的な空間となり参加者一体の、まさに、「理念共感型懇親会!!」でした。

楽しい懇親会もアツと言う間に時間が経過し、まるで人生が変わるような素晴らしい懇親会を過ごし、かけがえのない経験でした。



宴会の後はカラオケバー会場にて自由参加であるにも関わらず、50名の大勢参加の二次会が始まりました、早くも積極的に歌の順番を競い、聴かせていただき、踊りも加わり宴も絶好調、



最後の曲の前奏が始まると全員一緒に歌っているではありませんか、この盛り上がり「びっくりしました!!」と言うお声を聞き、理事長・副理事長は会員の皆様にハグをしたい気持ちでいっぱいです、とお話されておりました。

最後に、今回の全国研修会 in 熱海に参加していただいた皆様に心から御礼を申し上げると共に感動・感激と喜びを与えていただき、誠に有難うございました。

そして、研修大会に向けての打ち合わせ、進行のお骨折り頂いた実行委員の高橋理事、中條理事に感謝申し上げます。

感動力という名を共有させて頂いた全国大会のご報告です。



上級アドバイザー資格試験講座

平成27年10月24日(土)14時～16時に上級アドバイザー試験を開催しました。

時間は14時～16時までの2時間。

試験問題は40問。

民法17問 税務15問 不動産評価2問 測量2問 延納物納1問 事業承継1問 信託1問 倫理1問。

最高点は37点

平均点は31.13点でした。

講座とは異なるとても良い緊張感が溢れていました。この緊張感を受験生自身が相続を円満に導くための大切



- な糧になることでしょう。遠くは北海道及び北九州から各3名の方が受験されました。終了後、皆さんと立ち話をしましたが、皆さん疲労の中にも充実感がありとても良い顔をしていました。
- ※筆記試験に合格した方にはレポートを提出して頂き最終の合否の判定をします。

(上級アドバイザー試験の出題)

問題13 (遺言)

次の記述のうち誤っているものはどれか。

- (1) 自筆証書遺言が発見され、裁判所で検認を終えた。その後公正証書遺言のあることが判明した場合でも、裁判所で検認を終えた自筆証書遺言が有効である。
- (2) 秘密証書遺言としては方式にかけるため無効であったとしても、自筆証書遺言としては有効ということもありうる。留意すべきである。
- (3) 共同相続人ABCのうちAが10年以上も行方不明だったので、すべての財産をBとCに相続させる遺言を作成した後、Aが海外から帰ってきたので、全員で先の遺言とは相違する内容の遺産分割協議を行った場合、遺産分割協議は有効である。
- (4) 自筆証書遺言の作成年月日を、「平成27年還暦の日」とし、名前をペンネームで書いたものも有効である。

解答(1)

解説 たとえ裁判所で検認を終えたとしても、遺言の有効性は原則日付の先後で決するのであるから、後に作成した遺言が先に作成した遺言に優先する。但し、後に作成した遺言が前に作成した遺言に抵触しない場合は、双方ともに有効である。なので、どちらかだけが有効とはいえない。このような複雑な遺言にさせないこともアドバイザーとしての役目の一つである。(民法1004条、1023条第2項)。

寺子屋名称統一

この度、各地の勉強会の名称を統一しました。

統一名称は 相続寺子屋 ○○○ です。具体的には以下の通りとなります。

- ■ 関西地区相続寺子屋 ⇒ ■ 相続寺子屋 関西 ■ SA さくら会 ⇒ ■ 相続寺子屋 さくら会
- ■ 九州地区相続寺子屋 ⇒ ■ 相続寺子屋 九州 ■ SA えびな ⇒ ■ 相続寺子屋 神奈川
- ■ 東海地区相続寺子屋 ⇒ ■ 相続寺子屋 東海 ■ 関東地区相続寺子屋 ⇒ ■ 相続寺子屋 東京
- ■ SA たま塾 ⇒ ■ 相続寺子屋 たま塾

● これからも各地域で知識の研鑽、ネットワークの構築に活用できる場として活動していきますので、宜しくお願い致します。